

国自旅第31号
平成31年4月26日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する
認可申請の取扱いについて

配車アプリを活用してタクシーの運賃を乗車前に確定させるサービス（事前確定運賃）については、平成29年8月から実証実験を行ったところであり、その結果を踏まえて当該サービスを実施するための認可申請の取扱いを下記のとおり定めるので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、本件については、別添のとおり一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あてに通知したので申し添える。

記

1. 事前確定運賃の要件及び適用方法

- (1) 事前確定運賃は、配車アプリ等に搭載された電子地図（一般的に流通しており、地図情報が定期的に更新される仕組みを持ったものに限る。以下同じ。）を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に算定した距離制運賃（時間距離併用制運賃を除く。）に、地方運輸局長等が年度ごとに定めた係数を乗じ、1円単位を四捨五入して算定するものであることとする。
- (2) 事前確定運賃の適用方法については、以下のとおりとする。
 - ① 旅客に対して、電子地図上において走行予定ルート又は走行予定ルート上の主要経由地点（幹線道路、交差点、有料道路出入口等）のいずれかを示すとともに、事前確定運賃額（各種割引を適用する場合は、割引前及び割引後の運賃額）を提示し、旅客の了解を得て適用することとする。
 - ② 運転者は、旅客に対して事前確定運賃を適用する旨を確認するとともに、原則、旅客に示した走行予定ルート又は走行予定ルート上の主要経由地点を逸脱するこ

となく運送を行うものとする。

- ③ 運送途中で旅客の都合によって走行予定ルートの変更（やむを得ないものと事業者が判断した場合における走行予定ルート上の施設への必要最小限度の時間内での立ち寄りには含まない。以下同じ。）を行う場合には、事前確定運賃による運送をその時点で終了し、事前確定運賃額を収受するとともに、新たに当該運送終了地点から距離制運賃により運送を開始することとする。
- ④ 運転者の都合による走行予定ルートの変更（交通規制によるものを含む。）は、旅客の了承を得て行うこととし、収受する運賃は事前確定運賃額とする。
- ⑤ 係数は、乗車予定時刻が属する時間帯の係数を用いることとし、異なる係数が設定されている複数の時間帯をまたぐことが想定される運送については、旅客の乗車地点から次の時間帯に到達すると想定される地点までの走行距離と、当該時間帯に到達すると想定される地点から旅客の降車地点までの走行距離をもとに、それぞれの時間帯における距離制運賃（時間距離併用制運賃を除く。）を算定（旅客の乗車地点から次の時間帯に到達すると想定される地点までの走行距離が初乗距離に満たない場合や、加算距離の途中時点で次の時間帯に到達する場合には、初乗運賃又は加算運賃を、次の時間帯に到達すると想定される地点までの距離と当該時間帯に到達すると想定される地点から初乗距離又は加算距離に到達すると想定される地点までの距離で按分することとする。）し、それぞれの時間帯ごとの係数を用いて算定した事前確定運賃を合算して運送全体の事前確定運賃を算定するものとする。なお、通常時間帯と割増時間帯をまたぐ場合においては、運送の一部に割増時間帯での運送を含む旨を予め旅客に示すこととする。
- ⑥ 事前確定運賃には深夜早朝割増以外の割増及び各種割引を適用するものとする。
- ⑦ 各種料金は事前確定運賃とは区分して適用するものとする。
- ⑧ 荒天、イベント等による大規模な交通規制の発生により、事前確定運賃の実施が困難になると予想される場合は、事前確定運賃は適用しないものとする。

2. 認可申請手続き

(1) 申請内容

事前確定運賃の認可申請においては、3.(2)により地方運輸局長等が公示する又は公示した係数を用いて、1.(1)の方法により算定する運賃を適用する旨を申請するものとする。

(2) 申請期間

年に一度、営業区域ごとに、地方運輸局長等が別途定める1ヶ月の申請期間中に申請を受け付けることとする。ただし、(4)のとおり、当該期間以外であっても、申請者が既に公示された係数を用いることを了承する場合には、申請することができるものとする。

(3) 申請書への添付を求める書類

申請書には以下の書類の添付を求めることとする。

- ① 配車アプリの概要を示した資料（3.（1）①から⑤を満たすことが確認できるもの）

なお、配車アプリを使用しない方式を用いる場合は、1.（2）①から⑧までの対応に係る仕組みについて概要を示した資料。

- ② 事前確定運賃を適用しようとする営業区域における実績年度（実績年度の期間については、4月1日から翌年3月末日までとする。）の輸送実績（ハイヤー及び福祉輸送事業限定を除いた一般乗用旅客自動車運送事業において距離制運賃を適用した運送のみを対象とし、その中から、深夜早朝割増以外の割増及び各種割引を適用した運送を除いたものとする。）を示した書面（別紙様式参照）。ただし、実績年度途中の運賃改定などの事情を勘案し、地方運輸局長等が必要と認めるときは、当該地方運輸局長等は、提出する輸送実績に係る期間を実績年度とは別に指定するものとする（③において同じ。）。

- ③ 実績年度の全ての運送における以下イからニに示すデータ（ハイヤー及び福祉輸送事業限定を除いた一般乗用旅客自動車運送事業において距離制運賃を適用した運送のみを対象とし、その中から、深夜早朝割増以外の割増及び各種割引を適用した運送を除いたものとする。）。なお、当該データは、Microsoft Excelによって作成されたものを電子媒体にて提出を求めることとする。

イ. 運送を開始し、実車となった月日及び時刻（分単位まで）

ロ. 運送を終了し、空車となった月日及び時刻（分単位まで）

ハ. 実車走行距離

ニ. 当該運送に係る運賃額（原則各種料金については含めないものとするが、迎車料金について、一定の距離に応じて段階的に料金を設定するものや発車地点より実車扱いとするものを設定している場合は、これを含めてもよいこととする。）

- ④ 4.（1）に定める期限の更新のための認可申請を行う場合、②及び③の総運賃収入及び運賃額については、メーターに基づいて算定した距離制運賃額（事前確定運賃を適用する運送においてメーターを作動させて演算した金額を含む。）とする。

- （4）事前確定運賃を適用しようとする営業区域において既に有効な係数が公示されている場合であって、（2）の申請期間中に事前確定運賃の認可申請を行なわなかった者及び1人1車制個人タクシー事業者が当該係数を適用して事前確定運賃を適用する旨の認可申請を行う場合にあっては、（3）②、③の書類等の提出は不要とする。

3. 審査方法

- （1）配車アプリ等には、少なくとも以下の機能が備わっていることを確認する。

- ① 配車アプリ等に搭載された電子地図を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に算定した距離制運賃（時間距離併用制運賃を除く。）に、地方運輸局長等が年度ごとに定めた係数を1.（2）⑤の方法により乗じ、1円単位以下を四捨五入して算定するものであること。

- ② 旅客が、最短距離ルートや最短時間ルートなど2以上の走行予定ルートから走

行すべき1つのルートを選択でき、旅客の乗車地点から降車地点までの間の推計走行距離を選択されたルートで推計するものであること。

③ 事前予約又は配車依頼時に、旅客と運転者に対して同一の走行予定ルート又は走行予定ルート上の主要経由地点を示すことが可能であり、かつ旅客と運転者に対して示した走行予定ルートに基づいて事前確定運賃額を算定し、提示できるものであること。

④ 事前予約又は配車依頼時に、旅客が有料道路利用の有無を選択でき、その選択結果に基づいた走行予定ルートにより事前確定運賃を算定できるものであること。

⑤ 旅客が事前確定運賃の適用に同意する前に、サービスについての以下の注意事項が提示され、旅客が同意したことを確認できるものであること。

- ・ 運送途中で旅客の都合による走行予定ルートの変更を行う場合には、事前確定運賃による運送をその時点で終了し、事前確定運賃額を収受するとともに、新たに当該運送終了地点から距離制運賃により運送を開始すること。
- ・ 道が空いている場合等、事前確定運賃額が距離制運賃や定額運賃よりも高くなる場合があること。

(2) 地方運輸局長等は、2.(3)②及び③のデータから、曜日、時間帯(1時間ごと)ごとに、申請期間における全申請事業者の実績年度の総運賃収入額(総運送収入額から料金等の額を除いたもの)を、全申請事業者の実績年度の総実車距離等から算定した推計総距離制運賃額(時間距離併用制運賃を除くこととし、全申請事業者の実績年度の総初乗り運賃収入額を考慮するものとする。)で除して各区分の係数(以下「統一係数」という。)を定めることとする。ただし、営業区域における運送実態を踏まえ、地方運輸局長等がこれと異なる区分を設けることができることとする。

(3) 統一係数は、申請事業者が現に適用する認可を受けた距離制運賃(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第16条第1項に基づき運賃の幅が指定されているときは、同法第16条の4第1項の規定により届け出た距離制運賃)額ごとに算定することとする。

なお、自動認可運賃に該当しない運賃を適用している事業者については、当該事業者の2.(3)②及び③のデータに基づいて個別に係数を算定することとする。

(4) 統一係数は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算定することとする。

(5) 統一係数を算定した時は、速やかにこれを公示することとする。

4. 認可の条件

(1) 認可の期限は、原則、申請後最初に認可を受けた事業者の認可日から1年間とする。

なお、期限更新のための認可申請があった場合において、期限の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の認可は、期限の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有するものとする。

- (2) 荒天、イベント等による大規模な交通規制の発生により、事前確定運賃の実施が困難になると予想される場合には、配車アプリ等においてその旨旅客に周知すること。
- (3) 1回の運送における事前確定運賃額が距離制運賃により算出した運賃額に比して大きく乖離する等不適切な運用が行われている事実を確認した場合は、道路運送法第31条に基づく事業改善命令の対象となる可能性があること。
- (4) 配車アプリ等を変更または追加するときは、地方運輸局長等に2(3)①の資料を添付して通知すること。
- (5) 国土交通省が配車アプリ等の仕様について質問した場合には、これに回答すること。また、その回答結果に基づき、事前確定運賃の適切な運用に支障を生じるおそれがあると認められるときは、仕様の変更その他の適切な処置を講じること。
- (6) (1)の期限の更新のための認可申請を行う場合(過去に事前確定運賃の認可を受けた者が、新たに認可申請する場合を含む。)には、2.(3)の書類等を提出すること。ただし、1人1車制個人タクシー事業者には本条件は付さないこととする。

5. その他

- (1) 2.(3)④の金額に関するデータを収集するためにメーターを作動させる場合は、旅客の乗車地点においてメーター器を「実車」の位置に操作するとともに、メーターをカバー等で覆うこととする。
- (2) 曜日、時間帯、運賃額等により限定して事前確定運賃を適用する場合は、予めその旨を周知することとする。
- (3) 本通達施行後に、制度を見直すべき事由が生じた場合には、本通達の改正も含め、都度見直しを行うこととする。

6. 経過措置

- 4.(6)については、本通達の施行日から2年を経過後、新たに認可又は認可を更新するまでの間は、これによらないことができるものとする。